

所沢市シティプロモーション推進事業業務委託プロポーザル募集要領

第1章 基本事項

1 件名

所沢市シティプロモーション推進事業業務委託

2 業務内容

別紙「所沢市シティプロモーション推進事業業務委託仕様書」（以下、仕様書という）のとおり。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式により、企画提案書及び価格等について審査し、提案内容が最も優れた事業者を優先交渉権者として指名するものとする。

4 スケジュール

No.	項目	時期
1	公募開始	令和8年 4月23日（木）
2	質問書提出期限	令和8年 4月30日（木）
3	質問回答公開	令和8年 5月11日（月）
4	提案応募〆切（メール送付）	令和8年 5月13日（水）
5	企画提案書等の提出期限	令和8年 5月22日（金）
6	各事業者プレゼンテーション	令和8年 5月29日（金）
7	審査結果通知 優先交渉権者指名	令和8年 6月上旬
8	契約内容協議	令和8年 6月中旬
9	契約締結予定	令和8年 6月下旬
10	業務履行完了	令和9年 3月末

5 その他

本プロポーザルでは、仕様書「5業務内容」に記載の事業について、所沢市の特性を踏まえて、いかに効果的に実施が出来るかについて提案されることを期待するものである。

第2章 公募参加に関する事項

1 参加資格

本プロポーザルへの参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 企画提案書等提出期限（令和8年5月22日）時点で、令和8年度所沢市競争入札参加資格者名簿（物品）に登録されていること。
- (2) 応募者又は提案する運営体制に含まれる主要な事業者が、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
 - ④ 「所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱」に基づく入札参加停止の措置及び「所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、他自治体においても同様の措置を受けていない者であること。
- (3) 次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しないもの
 - ② 破産者で復権を得ないもの
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当するもの
 - ④ 所沢市建設工事等の有資格業者に関する入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加指名停止期間中であるもの
 - ⑤ 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続き又は再生手続きが開始されているもの
 - ⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しないもの
 - ⑦ 地方自治法第92条の2、第142条、第166条第2項、又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの（ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合を除く。）
 - ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定

する暴力団をいう。以下同じ。)

- ⑨ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるもの
- ⑩ その代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等であるもの
- ⑪ 「所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱」別表に定める措置要件に該当するもの
- ⑫ 市税（所沢市税条例第3条に掲げる税目をいう。）等を滞納しているもの
- ⑬ 政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体）
- ⑭ 宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体）

(4) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(5) 市税（本市においては所沢市税条例第3条に掲げる税目をいう。他市区町村においてはこれと同様の税目をいう。）を滞納していないこと。

(6) 協力事業者等を置く場合は、協力事業者等に本業務の全部を委託し、又は請け負わせないこと。

(7) 本企画の提案に当たっては、仕様書の内容を熟知し、十分に理解した上で参加すること。

2 提案上限金額

次に掲げる提案上限金額を超えないこと。

5,995,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 質問について

本プロポーザルに関して質問がある場合には、「質問書（様式第6号）」に質問内容を簡潔に記載し、質問受付期限までに電子メールで提出すること。

なお、全ての質問及び回答は、市HP上で公開する。

※メールの件名は、「所沢市シティプロモーション推進事業業務委託プロポーザルに係る質問（事業者名）」とすること。

※メール送信後は、下記担当宛に電話にて連絡をすること。

(1) 質問受付期限

令和8年4月30日(木)

(2) 提出先

所沢市経営企画部広報課 担当：太田、猪合(いごう)

電話：04-2998-9024

e-mail：a9024@city.tokorozawa.lg.jp

(3) 回答

令和8年5月11日(月)までに、市HP上で公開する。

4 提案応募について

(1) 応募期限及び応募方法

① 応募期限

令和8年5月13日(水)17時00分までに下記応募先にメールにて応募
件名は「所沢市シティプロモーション推進事業業務委託プロポーザルへの応募に
ついて(事業者名)」とし、本文に会社(団体)名・部署名・役職・担当者名・
日中担当者と連絡が取れる電話番号を記載すること。

なお、メール送信後は、下記担当宛に電話にて連絡をすること。

② 応募先

所沢市経営企画部広報課 担当：太田、猪合(いごう)

電話：04-2998-9024

e-mail：a9024@city.tokorozawa.lg.jp

第3章 企画提案書等の提出及び作成等に関する事項

1 提出書類について

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第1号）
「3 企画提案書について」を参照。
- ② 実績一覧（様式第2号）
- ③ 見積書・見積内訳書（様式第3号・第4号）
- ④ 誓約書（様式第5号）
- ⑤ 商業登記簿の登記事項証明書（写しでも可）
※「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」
- ⑥ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（写しでも可）
※ 納税証明書の種類は、「その3の3」（法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明）
- ⑦ 法人住民税の納税証明書（写しでも可）
※ 滞納の額がないことの証明
- ⑧ プライバシーマーク登録証の写し

(2) 提出期限及び提出方法

① 提出期限

令和8年5月22日（金）15時00分までに下記提出先必着

③ 提出先

所沢市経営企画部広報課 担当：太田、猪合（いごう）

住 所：〒359-8501 埼玉県所沢市並木1-1-1 高層棟3階 広報課窓口

電 話：04-2998-9024

e-mail：a9024@city.tokorozawa.lg.jp

④ 提出方法

「1 提出書類について（1）提出書類」のうち①から⑧の書類について、正本1部をバインダー等に綴じた状態で提出すること（①から④は代表者印を押印）。

また、①から⑧の全書類について、PDF形式の電子データを作成し電子媒体（CD-R又はDVD-R）に保存したものを1枚提出すること。

書類の種類ごとに1ファイルとし、ファイル命名規則は「書類の番号_書類

名.pdf」とする。(様式第○号は省略)

(例：①企画提案書(様式第1号)→「①企画提案書.pdf」)

2 企画提案書について

(1) 規格等

- ① A4用紙、縦向き、横書き表示、両面印刷、左綴じとし、ページ番号を付番すること。
- ② 「仕様書5業務内容」に掲げる各事項の先頭のページに、インデックスを付すこと。
- ③ 日本語表記とし、できる限り平易な用語を用いること。専門用語や略語等を用いる際は、説明を加えること。
- ④ 文字は原則として12.0pt以上とすること。

(2) 内容

企画提案書には、以下に掲げる事項を記載すること。

① 実施方針

ア 基本的な考え方

仕様書「2業務の目的と概要」等を踏まえた基本的な考え方を記載すること。

イ 具体的な実施施策

仕様書「5業務内容」に記載の①から⑦の事業に対して、具体的な実施施策を記載すること。

※⑧の提案は任意とする。ただし、審査基準には⑧が含まれることに留意すること。

ウ 効果・実績

仕様書「2業務の目的と概要」等に対し、期待できる効果を記載すること。しかし、仕様書「2業務の目的と概要」は長期的に検討していく内容であることから、「5業務内容」に紐づく、短期的な視点での各事業の成果を計測する指標についても記載すること。

※現状で所沢市が計測している数値については別紙参考資料参照。

なお、他自治体における実績についても記載すること。

② プロジェクト管理

ア 実施体制

本業務の実施に当たっての体制を図を用いるなどして示し、必要に応じて重視している点等を補記すること。

イ 工程及び役割分担

本業務全体における工程（スケジュール）及び本市と提案者の役割分担を記載すること。（基本的には提案者が業務遂行を担当するものとする）

また工程ごとの説明やポイント、留意点等について合わせて記載すること。

ウ 再委託

業務の一部を再委託する場合、再委託先の企業名、再委託する業務範囲、再委託の理由及び委託先の選定理由を記載すること。

エ 業務の履行

仕様書「5業務内容」に記載している事項は全て履行すること。また、各業務を履行した内容・結果等が記載された報告書を提出すること。

3 その他

(1) 提出物の修正等

企画提案書類一式の提出後、応募者の要望による再提出、追加及び修正は一切認めないものとする。

第4章 審査に関する事項

本章と併せて、別紙「審査基準」を参照すること。

1 スケジュール

「第1章 4スケジュール」のとおり。

2 審査・選定方法

企画提案書をもとに書類審査を行う。

審査は所沢市シティプロモーション推進事業に係る業者選定委員会（以下、選定委員会という）で実施し、合計点の最も高い者を優先交渉権者とする。点数が同じ者が2者以上いる場合には、選定委員会での協議により優先交渉権者を決定する。

審査項目や配点については、別紙「審査基準」による。

審査結果については、全ての提案者に文書で通知する。選定委員会による審査や協議の内容に関する質問は一切受け付けないものとする。

3 失格となる場合

次のいずれかに該当した場合は、当該提案者を失格とする。

- (1) 企画提案書とその提出期限を過ぎて提出した場合、又は提出後に補正を求めた書類を、その提出期限を過ぎて提出した場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案上限金額を超えた金額で見積書を提出した場合
- (4) 企画提案書提出後に参加資格を欠くこととなった場合
- (5) 選定に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (6) 他の提案者と応募又は提案の内容やその意思について相談を行った場合

(7) 本選定の終了前に、他の提案者に対し、自己の提案内容を開示した場合

(8) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

第5章 その他

1 契約について

所沢市は、優先交渉権者（審査の結果、合計点が最も高かった提案者）と契約締結に必要な協議を行い、協議が整った場合は優先交渉権者から改めて見積書を徴取し、随意契約による委託契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、合計点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、合計点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

この他契約手続きは、所沢市契約規則の定めるところによるものとする。

2 その他

(1) 本公募の参加に当たり発生する費用は、提案者側の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 緊急時等やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において当該提案に要した費用を所沢市に請求することはできないものとする。

(4) 談合その他不正行為、または虚偽の申請が発覚した場合においては、提案を無効とする。また、優先交渉権者となり契約を行った後に発覚した場合、契約解除の対象とする。

3 問い合わせ先

所沢市経営企画部広報課 担当：太田、猪合（いごう）

住 所：〒359-8501 埼玉県所沢市並木1-1-1

電 話：04-2998-9024

e-mail：a9024@city.tokorozawa.lg.jp